

①表面

※ 1年ごとの願出となっています。
 ※ 記入には、黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用してください。

奨学金減額返還願 / 奨学金返還期限猶予願

日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学生支援機構奨学金の返還につき、以下のとおり願ひ出ます。なお、本願出にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令が定めた範囲で日本学生支援機構がマイナンバー（個人番号）を利用すること及び必要な地方税情報を利用することに同意します。

記入日 (西暦) 年 月 日

<input type="checkbox"/> 全ての奨学生番号について希望する ※必ず奨学生番号を記入してください	奨学生番号	
<input type="checkbox"/> 右欄に記入の奨学生番号について希望する	奨学生番号	
フリガナ 本人氏名	印 ※必ず押印してください	生年月日 (西暦) 年 月 日生
本人住所		
電話番号 (自宅) — —	(携帯) — —	
勤務先 勤務先名	勤務先電話番号 — —	
外国居住の場合の日本国内連絡先住所	連絡先氏名 連絡先電話番号 — —	

【申請内容・期間について】「できるだけ早い時期」に✓がある場合は、審査時の次回返還期日を減額返還又は猶予の開始月とします。
 ※減額返還の欄と猶予の欄の両方に記入された場合は、審査できません。

奨学金 **減額返還** を希望する

審査の時点で延滞している場合には適用されません。
 ・ 第一種奨学金「所得連動返還方式」(平成29年度以降採用) 選択者は、減額返還を申請することはできません。

希望減額期間及び減額返還方法

いずれかの口に✓をつけてください
 できるだけ早い時期 (又は前回承認された減額返還期間終了翌月)
 (西暦) 年 月

いずれかの口に✓をつけてください。①、②の両方に✓することはできません。
 ①通常割賦金額の1/2の金額で、以下に✓した期間返還する。(注)
 2か月 4か月 6か月 8か月 10か月 12か月
 ②通常割賦金額の1/3の金額で、以下に✓した期間返還する。(注)
 3か月 6か月 9か月 12か月

(注) 減額返還を希望する月数の口に✓をつけてください。✓がないと12か月として取り扱います。また、複数に✓があった場合は長い方の期間を希望期間として取り扱います。

奨学金返還期限 **猶予** を希望する

希望猶予期間

いずれかの口に✓をつけてください
 できるだけ早い時期
 (西暦) 年 月

いずれかの口に✓をつけてください (口に✓がない場合、両方に✓がある場合は、12か月として取り扱います)
 12か月
 (西暦) 年 月 まで (※12か月以内の期間を記入してください)

申告 第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)(裏面※1参照)に該当する方は、以下のどちらかの口に✓してください。(未記入の場合は審査できません。)
 私は、地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族(裏面※2参照)となって いる いない

【願出の事由】 ・ 口に✓し、事由に応じた証明書を添付してください。マイナンバーの提出により省略できる証明書の添付は不要です。
 ・ 【事情】と【今後の返還見通し】を記入してください。未記入の場合は審査できません。

事由 傷病 生活保護受給中 入学準備中 失業中 経済困難 その他 ()

※第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)に該当する方は、「経済困難」及び「その他(新卒等)」による事由のみ適用されます。他の事由は通常の返還期限猶予となります。
 ※減額返還を希望する場合は、「生活保護受給中」「入学準備中」以外の事由で申請してください。

保険証申告欄 証明書一覧に「健康保険証(国民健康保険は不可)の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合は、以下の口に✓してください。
 私の健康保険証は 国民健康保険ではない ※国民健康保険でない場合、マイナンバーの提出により健康保険証のコピーの提出が不要となります。

【事情】 返還困難な事情を収入と支出の状況(金額、使途など)とともに、わかりやすく具体的に記入してください。

【今後の返還見通し】 減額返還期間又は猶予期間終了後の返還の見通しを記入してください。

※減額返還希望の方、及び猶予希望で年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は②裏面を確認してください。

【マイナンバーの提出について】 マイナンバーを提出できない場合は、その旨を下の欄に記入してください。
 例：現在海外にいるため提出できない。マイナンバーカードが盗難に遭ったため届け出ている。等
 ※マイナンバーを提出されない場合、証明書の添付は省略できませんので別途ご用意ください。既に提出されている場合、再度の提出や下の欄への記入は不要です。

いづれかの口に✓をつけてください

※適用希望月の前々月末までに願ひ出てください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面も確認してください。 15-07_20190401

②裏面

表面の「※1」、「※2」の説明です。ご確認ください。

- ※1 「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者)の対象となっている方は、貸与を開始する際に交付された奨学生証にその旨記載されていますので、ご確認ください。
- ※2 地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者及び同項第8号に規定する扶養親族をいいます。これらに該当する方については、本機構が定める条件を満たしている場合に限る、「猶予年限特例」又は「所得連動返還型無利子奨学金」による猶予が適用されます。

以下のことについて、ご了承ください。

- 承認通知が届くまでは、通常割賦金での請求となり、振替口座への請求、払込取扱票発送、本人又は連帯保証人・保証人への請求行為も停止できません。
- 審査の結果、承認する場合には、減額返還については適用期間とその返還明細を、返還期限猶予については適用期間を通知します。
なお、承認通知は、本人・連帯保証人(人的保証制度の場合)の双方及び振替口座の名義人(減額返還で本人・連帯保証人と異なる場合のみ)に送付します。
- 提出書類等に虚偽があることが認められたときは、承認された減額返還・返還期限猶予は取り消されます。
- マイナンバーの提出により省略できる証明書類については事由により異なります。証明書一覧で確認してください。

年間収入(税込)が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は、必ず確認してください。

★奨学生本人の年間収入が300万円(税込)(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える場合は、以下の控除項目に該当し、控除後の年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)以下になることを確認して、減額返還・返還期限猶予を願ひください。願出にあたってはホームページに別途掲載の「控除計算表」も提出してください。なお、控除項目1～6は「控除計算表」に記載の証明書も必要です。

※追加の書類の提出を依頼する場合があります。

※審査の結果、認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

控除項目	内容
1 奨学生本人の被扶養者にかかる控除	①証明書で被扶養者がいることを確認できる場合に控除 ②1人につき38万円控除
2 奨学生本人の被扶養者でない、親への援助	①親を奨学生の被扶養者としている場合は、「1.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。 ②年間38万円上限(父と母が別居の場合で各々に援助している場合は、1世帯につき年間38万円上限(合計76万円)までの実費を控除 ③父・母が生活保護を受給している場合は認められません。
3 奨学生本人の被扶養者でない、他の親族への援助(2親等以内で配偶者・子を除く)	①「2.親への援助」に加えて援助が必要な場合のみ(対象者を奨学生本人の被扶養者としている場合は、「1.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。) ②兄弟姉妹の場合は、学生に限ります。 ③年間38万円上限までの実費を控除 ④援助の受領者が生活保護を受給している場合は認められません。
4 奨学生本人にかかる医療費	①奨学生本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
5 奨学生本人の被扶養者にかかる医療費補助	①奨学生本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
6 (「災害」事由に限る)住宅取得経費、自宅修理費、車・家財購入経費	①奨学生本人が罹災し、住宅取得経費・自宅修理費、車・家財購入経費等、災害にかかる支出がある場合 ②奨学生本人名義、または支払い者が奨学生本人の領収証、ローン明細書等により証明される年間支出額を控除
7 減額返還を願ひ出の場合の控除	減額返還を願ひ出の場合のみ、一律25万円控除

同意事項・注意事項 ※減額返還を希望する方は、必ず確認してください。

奨学金 **減額返還** を希望する方は、以下の事項に同意の上、注意事項を確認し、減額返還願を提出してください。

- 月賦以外の返還方法(年賦、半年賦、月賦・半年賦併用)で返還している方は、減額返還の承認に伴い、月賦の返還方法に変更され、減額返還の終了後も月賦返還が継続します。月賦の返還方法による割賦金は、減額返還承認通知で確認してください。
- 減額返還適用中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用取消とし、減額返還適用前の当初割賦金を延滞額として算出した延滞金を加えた額を返還いただくことになります。

〔注意事項〕

- ※減額返還は、割賦金額を減額して、返還期間を延長するものです。返還予定総額が減額されるものではありません。
- ※審査の時点で延滞している場合には適用されません。(延滞を解消することにより翌月以降審査が可能となります。)
- ※口座振替(リレー口座)加入者のみ利用可能です。未加入の方は、事前に金融機関で手続きを済ませて、「口座振替(リレー口座)加入申込書(窓口用)」の「預・貯金者控」(金融機関確認印があるもの)のコピーを同封してください。
- ※「個人情報情報の取扱いに関する同意書」が提出されていることが必要です。(給付奨学金は提出不要)
未提出の方は、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」の内容を確認し、記入・押印の上、同封してください。
(奨学生番号ごとに提出が必要です。但し、過去に一度提出して減額返還を承認されていて、減額返還の願ひ出が2回目以降となる奨学生番号については、提出不要です。)
3か月以上延滞した場合は、個人情報情報機関に延滞者として登録され、返還完了まで情報が更新されます。
また、返還完了後も5年間は情報が登録されています。

減額返還願・返還期限猶予願【提出前チェックシート】

減額返還願・猶予願を提出する前にもう一度間違いがないか確認し、「はい」に○をしてください。

☆このチェックシートは減額返還願又は猶予願と一緒に提出してください。

奨学生番号：
氏 名：

【複数の奨学生番号をお持ちの方】

- ・全ての奨学生番号について減額返還又は返還期限猶予を願い出る場合→1枚の願出用紙で申請可能です。チェックシートも1枚提出してください。
- ・減額返還と返還期限猶予の両方を申請する場合→減額返還及び返還期限猶予それぞれに願出用紙の記入及び願出事由に合った証明書が必要です。チェックシートも2枚提出してください。

項番	点 検 事 項	左の項目を確認し、「はい」を○で囲む
----	---------	--------------------

減額返還・猶予 共通

1	黒または青の摩擦等で消えないボールペンで記入しましたか。 ※鉛筆・消えるボールペンでの作成は不備となり返送されます。	はい
---	---	----

【願出様式の表面】

2	「奨学金減額返還願」「奨学金返還期限猶予願」のうち希望する願出のいずれかの口に✓を入れましたか。 ※減額返還と返還期限猶予を両方申請する場合はそれぞれ願出用紙の記入と証明書の提出が必要です。	はい
3	日付を記入しましたか。 ※作成した年月日を記入してください。	はい
4	「全ての奨学生番号について希望」または「記入の奨学生番号について希望」のいずれかの口に✓を入れ、希望する奨学生番号を記入しましたか。 ※「全ての奨学生番号」にチェックがない場合は、記入された奨学生番号のみ審査対象となります。 ※全奨学生番号を希望する場合は、全ての奨学生番号を記入してください。	はい
5	氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先の記入に間違いはないですか。 ※改姓、住所変更、勤務先変更がある場合は、作成日現在の状況を記入してください。 本機構で登録を変更します。	はい
6	押印しましたか。 ※押印漏れは不備となり返送されます。	はい

・第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者)

に該当する方のみ記入

7	「配偶者又は扶養親族となって □いる □いない」のいずれかの口に✓を入れましたか。 ※記入漏れは不備となり返送されます。	はい
8	願出の事由が「経済困難」で、奨学生が配偶者又は親等の被扶養者となっている場合、被扶養者の要件のいずれかに該当する方は、要件に該当する証明書と事情書も併せて添付しましたか。 ※ホームページ等(「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者))で「被扶養者の要件」及び添付証明書、事情書を確認してください。	はい

減額返還

を希望する方のみ記入

9	希望減額期間の開始時期についていずれかの口に✓を入れましたか。 ※「(西暦)年 月」を選択した場合は具体的な開始年月を記入してください。(過去の年月は不可)	はい
10	希望する減額返還方法の選択と希望減額期間について ※希望減額期間について✓がない場合はいずれも12か月として取り扱います。 ※希望減額期間に複数✓があった場合は長い方の期間を希望期間として取り扱います。 通常割賦金額の1/2で返還希望 →①の口に✓を入れ、2か月・4か月・6か月・8か月・10か月・12か月のいずれかの口に✓を入れましたか。 通常割賦金額の1/3で返還希望 →②の口に✓を入れ、3か月・6か月・9か月・12か月のいずれかの口に✓を入れましたか。	はい
11	所得証明書を添付しましたか。(マイナンバーの提出により所得証明書の提出は省略できます。) ※新卒(退学)・在学猶予切れ等、および外国居住の低所得者は添付証明書が異なりますので証明書一覧で確認してください。	はい
12	【11で年間収入(税込)325万円(所得225万円)を超えており、以下の事由に該当する方のみ】 傷病、失業、災害、減収、無給に該当する方は、当該事由に該当する証明書も添付しましたか。	はい

②裏面 に続きます。

猶予	を希望する方のみ記入	②裏面
13	希望猶予期間の開始時期についていずれかの口に✓を入れましたか。	はい
14	希望猶予期間の「できるだけ早い時期～」を選択の場合、猶予終期のいずれかの口に✓を入れましたか。	はい
15	希望猶予期間の「(西暦) 年 月～」を選択した場合、次回返還期日または希望する年月から1年以内を記入しましたか。(1年=12か月以内。例:10月から猶予希望の場合、最長で翌年の9月まで。)	はい
16	添付した証明書は願出の事由に合っていますか。 (マイナンバーの提出により提出を省略できる証明書があります。) ※証明書一覧またはホームページで添付する証明書を確認してください。	はい
17	添付した証明書は希望の猶予期間に合っていますか。	はい

減額返還・猶予 共通

18	願出の事由を選択しましたか。	はい
19	保険証申告欄に記入しましたか。 ※証明書一覧に「健康保険証の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合。	はい
20	事情欄の記入内容は選択した願出の事由と合っていますか。	はい
21	事情欄には現在返還が困難である事情を収入支出の具体的な金額を用いて、具体的に記入しましたか。	はい
22	今後の返還見通しについて記入しましたか。	はい
23	マイナンバーを提出できない場合は、その旨を【マイナンバーの提出について】に記入しましたか。 願出にはマイナンバーの提出が必要です。「マイナンバー提出書」とマイナンバー提出に必要な証明書類を用意してください。(マイナンバーをすでに機構に提出済みの方およびマイナンバーを提出できない人は除く)	はい

【願出様式の裏面】

給与所得者で年間収入(税込)が300万円(給与所得以外の所得を含む場合は年間所得が200万円)を超える方のみ記入

24	②裏面の「控除項目」に該当しますか。	はい
25	年間収入(税込)が300万円(給与所得以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は、「年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得200万円)を超える方のための控除計算表」で控除額を計算し、年間収入(税込)が300万円(所得200万円)以下となることを確認しましたか。	はい
26	②裏面の「控除項目」1～6に該当する場合は、「控除計算表」に記載の証明書を用意しましたか。	はい

減額返還 を希望する方のみ記入

27	「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を提出していますか。未提出の場合、今回同封しましたか。 ※複数の奨学生番号をお持ちの方は、奨学生番号ごとの提出が必要です。(給付奨学金は提出不要) ※同意書の提出がなければ、減額返還の願出を受付できません。同意書はホームページなどで取得可能です。	はい
28	口座振替(リレー口座)に加入していますか。 ※これまで加入していなかった場合、延滞とならないよう払込取扱票でゆうちょ銀行(郵便局)から送金し、払込受領証(受領印があるもの)のコピーと、「口座振替(リレー口座)加入申込書【窓口用】」の「預・貯金者控」(金融機関確認印があるもの)のコピーを同封してください。	はい
29	延滞なく返還していますか。 ※延滞している方は、事前に延滞を解消してから願い出てください。	はい
30	減額返還願裏面の「同意事項・注意事項」はすべての事項をよく読み確認しましたか。	はい

- 減額返還又は返還期限猶予が承認されるまでの間、口座振替(リレー口座)による振替や請求書の発送及び督促を止めることができません。
- 押印漏れ、記入漏れや記入不備、証明書不備等の場合は返送されます。返送された場合は、書類を改めて提出する必要があります。
- 転居の届出を怠ったために延滞し、その結果複数年の猶予を申請するときには、追加で「住所変更届出失念理由書」の提出を求めることがあります。
- 減額返還又は返還期限猶予の願出にはマイナンバーの提出及び事由に合った証明書の添付が必要です。

【提出先】 〒119-0385 独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口<専用郵便番号のため左記の郵便番号と宛名のみで届きます。

ホームページの掲載内容も確認していただくなど、不備による返送とならないように十分注意してください。

減額返還について
返還期限猶予について

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/index.html

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/index.html

【重要】マイナンバー（個人番号）の提出について

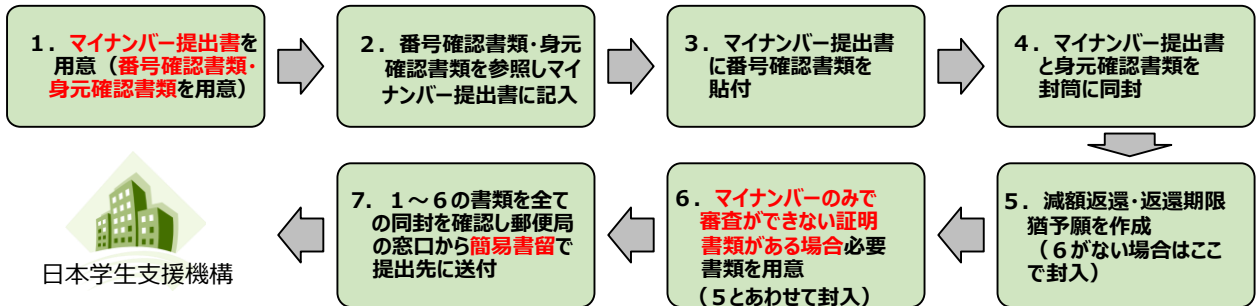
日本学生支援機構は、2018年9月より皆様から提出いただいたマイナンバー（個人番号）を用いて、減額返還・返還期限猶予の手続きに必要な情報を取得しています。

マイナンバーを提出いただくことで、これまで減額返還・返還期限猶予の願出に必要な証明書類の一部はご用意いただく必要がなくなります。減額返還・返還期限猶予の願出をされる際は必要書類をご確認の上、マイナンバーを提出してください。

マイナンバーと減額返還・返還期限猶予願提出の流れ

◆減額返還・返還期限猶予の願出にはマイナンバーが必要です◆

（すでに、日本学生支援機構にマイナンバーを提出した方は、再度の提出は不要です。提出済みであるかはスカラネット・パーソナルによりご確認ください。）



必要提出書類 と 手順

	必要提出書類 と 手順	チェック欄
1	「マイナンバー（個人番号）提出書」・番号確認書類（コピー）・身元確認書類（コピー）を用意します。 詳細は『番号確認書類及び身元確認書類の準備』をご覧ください。	
2	番号確認書類（コピー）・身元確認書類（コピー）を参照し「マイナンバー（個人番号）提出書」に必要事項を記入します。 署名欄・奨学生本人情報欄・マイナンバー記入欄を忘れずに記入し、必ず押印してください。	
3	1で用意した番号確認書類（コピー）を切り取って「マイナンバー（個人番号）提出書」の「1. 番号確認書類コピー貼付欄」に貼り付けます（住民票の写しを提出する場合は封筒に同封）。	
4	3の「マイナンバー（個人番号）提出書」と身元確認書類（コピー）を封筒に同封します（顔写真の無い書類の場合2点あるか確認）。押印や記入漏れがないか確認して「マイナンバー（個人番号）提出書」の作成が終了。	
5	「奨学金減額返還願／奨学金返還期限猶予願」に必要事項を記入します。 押印や記入の漏れがないか必ず確認してください。6がない場合はここで封入します。	
6	減額返還・返還期限猶予願証明書一覧を確認し、マイナンバーのみで審査ができない証明書類がある場合は事由に合った必要書類を用意し、5とあわせて封入します。	
7	1～6で用意した書類が全て同封されているか確認し、下記提出先に、郵便局の窓口から簡易書留で送付します。	

必要提出書類が揃っているかチェックしてください。

【注意事項】

- 提出いただいたマイナンバーは、法令に基づき厳格に管理いたします。
- マイナンバー制度とは、住民票を有するすべての人に12桁の番号を付し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認することによって、行政の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。
- 当機構では、マイナンバーを利用して奨学金に関する各種手続きに必要な情報等を取得します。マイナンバーを提出いただくことで、これまで手続きに必要な証明書類の一部をご用意いただく必要がなくなります。
- 提出を省略できる証明書類については当機構のホームページ(<https://www.jasso.go.jp/>) から 返還中の手続き>返還中の願出・届出>返還期限猶予>返還期限猶予の証明書一覧 (PDF) (減額返還>減額返還証明書一覧 (PDF))を参照してください。
なお、行政機関間の情報連携により取得できない情報については、引き続き証明書類を提出いただく必要がありますのでご了承ください。

★願出提出先 〒119-0385 独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 宛
 ★お問い合わせ先 日本学生支援機構 奨学金相談センター
 電話 0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)
 受付時間 9:00~20:00 (土日祝日・年末年始を除く)



番号確認書類及び身元確認書類の準備

以下を読み、1.「番号確認書類」と2.「身元確認書類」を両方ご用意ください。

番号確認書類は拡大・縮小せずにコピーし、切り取りの上、「マイナンバー（個人番号）提出書」に貼り付けてください。

住民票の写しを提出する場合は封筒に同封してください。 ※「個人番号通知書」は使用できませんので注意してください。

身元確認書類は拡大・縮小せずにコピーし封筒に同封してください。

※書類は有効期限が切れていないことを確認してください（いずれの書類も提出時に有効なものに限る）。



マイナンバーカードをお持ちですか？
(個人番号カード)

持っている

1. 番号確認書類

「マイナンバーカード」裏面のコピー
(マイナンバーがある面)

・マイナンバーがある面をコピー
⇒書類の用意ができたなら、「マイナンバー（個人番号）提出書」に貼り付けます。



2. 身元確認書類

「マイナンバーカード」表面のコピー
(顔写真がある面)

・顔写真がある面をコピー
⇒書類の用意ができたなら、封筒に同封します。

持っていない

1. 番号確認書類

以下のいずれか1点を用意

マイナンバー記載の住民票の写し
(原本またはコピー)

・本人のみ記載の住民票の写しでマイナンバーがあるもの
・発行印があり、かつ発行日から6か月以内のもの
⇒「マイナンバー（個人番号）提出書」に貼り付けず、封筒に同封します。

「通知カード」表面のコピー
(マイナンバーがある面)

氏名、住所等（裏面の記載内容も含む）が住民票の氏名、住所等と一致している場合のみ使用可能

・マイナンバーがある面をコピー
・「氏名」「住所」に変更がある場合は表裏の両面をコピー
⇒書類の用意ができたなら、表面を「マイナンバー（個人番号）提出書」に貼り付けます。
※裏面は「マイナンバー（個人番号）提出書」に貼り付けず、封筒に同封します。



2. 身元確認書類

「顔写真付きの公的身分証明書」をお持ちですか？

持っている

以下①～④のいずれか1点を用意

①運転免許証表面のコピー（顔写真がある面）

・「氏名」「住所」に変更がある場合は表裏の両面をコピー

②パスポート（旅券）のコピー

・顔写真のページと所持人記入欄のページの両方をコピー
(「氏名」「住所」に変更がある場合は追記ページもコピー)

③在留カード表面のコピー または
特別永住者証明書表面のコピー（顔写真がある面）

・「氏名」「住所」に変更がある場合は表裏の両面をコピー

④住基カードのコピー または 身体障害者手帳・
精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のコピー

・「顔写真」「氏名」「生年月日」「住所」がある面またはページをコピー

⇒書類が用意できたら、封筒に同封します。

持っていない

以下⑤～⑦の中から2点を用意

⑤健康保険証のコピー

・カード式の場合は表裏の両面をコピー
(注意)健康保険証裏面に住所の記入が必要

⑥生活保護受給者証のコピー または
年金手帳のコピー

・「氏名」「生年月日」が記載されている面またはページをコピー
(注意)生活保護受給証明書は不可

⑦その他の公的機関が発行した証明書類（※）
のコピー

・発行日から6か月以内のもの

(※)「その他の公的機関が発行した証明書類」とは納税証明書、所得証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写しなど

(注意)番号確認書類として住民票の写しを提出する場合、住民票の写しを身元確認書類として利用できません。

マイナンバー（個人番号）提出書

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

私は、日本学生支援機構が学資の貸与又は支給に関する事務（採用及び回収に係る業務を含む）の遂行のためにマイナンバー（個人番号）を利用するという利用目的を理解した上で、私のマイナンバーを貴機構に提出いたします。

なお、マイナンバーとは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさし、個人番号を提出した場合は、同法及び関連法令が定めた範囲で機構が個人番号を利用すること及び返還が完了するまで必要な地方税情報を利用することに同意します。

私が複数の奨学生番号を有している場合、若しくは今後、複数の奨学生番号を取得する場合、本提出書をもって、他の全ての奨学生番号の奨学金についても上記のとおり同意します。

※黒または青の摩擦等で消えないボールペンを使い、判読可能な文字で記入してください。

太い枠の中にもれなく記入してください
訂正する場合は修正テープ等は使用せず、訂正箇所を二重線で消し（氏名を訂正する場合は、訂正印も押してください）、記入内容をご確認のうえご提出ください。

署名欄	記入日	(西暦) 年 月 日	押印欄 																										
	フリガナ																												
奨学生本人情報欄	氏名(自署)	※番号確認書類及び身元確認書類に記載の氏名を記入してください。																											
	奨学生番号	- - ※複数の奨学生番号がある場合でも、1つのみの記入で構いません。																											
	フリガナ																												
	現住所	〒 - 都道府県 市区町村 ※現住所は番地まで省略しないで記入してください。																											
	生年月日	(昭和・平成) 年 月 日 (西暦)																											
	電話番号	- -																											
マイナンバー(個人番号)記入欄		<table border="1"> <tr> <td>マイナンバー(個人番号)数字記入例</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td> <td>9</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>マイナンバー(個人番号)数字記入訂正例</td> <td>9</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td> <td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		マイナンバー(個人番号)数字記入例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	マイナンバー(個人番号)数字記入訂正例	9	0	1	2	9	0	0	2				
マイナンバー(個人番号)数字記入例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2																	
マイナンバー(個人番号)数字記入訂正例	9	0	1	2	9	0	0	2																					

(12桁全て記入)

番号確認書類を見ながら、マイナンバーを枠の中に記入してください。

**マイナンバーを提出する際には「マイナンバー提出書」(本書)と併せて
1. 番号確認書類 と 2. 身元確認書類 の提出が必要です。**

マイナンバーが記載されている面をコピーし、切り取りの上、**下記枠内**に貼り付けてください。氏名・住所に変更がある場合は両面必要です。

1. 番号確認書類コピー貼付欄

① 以下のいずれか1点を提出する場合は、こちらに貼り付けてください。

マイナンバーカードのコピー
・マイナンバーが記載されている面が見えるように貼付

通知カードのコピー※
・マイナンバーが記載されている面が見えるように貼付
※ 氏名・住所に変更がある場合は裏面もコピーし、裏面のコピーは封筒に同封してください。

② **マイナンバー記載の住民票の写し(原本またはコピー)**を提出する場合は**封筒に同封**してください。

2. 身元確認書類コピー
を必ず用意し封筒に同封してください。

顔写真付の公的身分証明書 1点
(例：運転免許証、パスポート)
または
顔写真なしの証明書類 2点
(例：健康保険証 + 国民年金手帳)
詳しくは『番号確認書類及び身元確認書類の準備』をご覧ください。



※ 通知カードのコピーは氏名、住所等(裏面の記載内容も含む)が住民票の氏名、住所等と一致している場合のみ使用可能「個人番号通知書」は使用できませんので注意してください。

※ 番号確認書類については原本ではなく必ずコピーを貼り付けてください(住民票の写しを提出する場合は原本またはコピーを封筒に同封)。

※ のりを使う際は、よく乾かしてから封筒に入れてください。

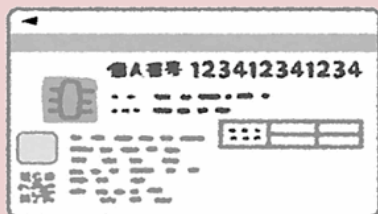
機構使用欄	受付日	管理番号	MN提出書	番号確認書類	身元確認書類

番号確認書類・身元確認書類 提出例

< 番号確認書類 >

< 身元確認書類 >

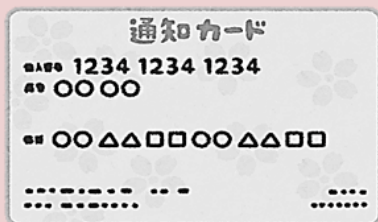
例1 マイナンバーカード裏面コピー



マイナンバーカード表面コピー



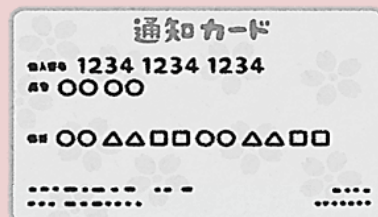
例2 通知カード表面コピー



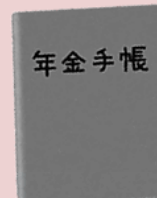
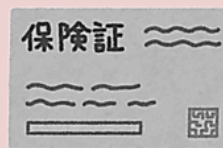
運転免許証コピー



例3 通知カード表面コピー



健康保険証コピー 年金手帳コピー



例2 例3の例外（下記の場合は使用できません。）

通知カードの氏名、住所等（裏面の記載内容も含む） ≠ 住民票の氏名、住所等

例4 マイナンバー記載の住民票の写し
原本またはコピー



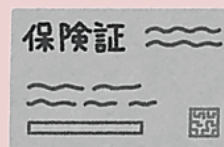
パスポートコピー



例5 マイナンバー記載の住民票の写し
原本またはコピー



健康保険証コピー 所得証明書コピー



※ 下記の場合は **不備** となります ※

マイナンバー記載の住民票の写し
原本またはコピー



住民票の写し原本またはコピー



健康保険証コピー

